

さあとらす



インタビュー

古沢 良太

連載

親しもう！
教育と著作権

著作権授業への
チャレンジ！



広い窓から街が見渡せる眺めのいい部屋には、高さを調節できるスタンディングデスク。映画『ALWAYS 三丁目の夕日』、大ヒットテレビドラマ『相棒』や『リーガルハイ』シリーズ、そして大河ドラマ『どうする家康』など、次々と注目作品を手がける脚本家・古沢良太さんのお仕事部屋を訪ねました。



結果を求めすぎず、自分の情熱を大切に

脚本家 古沢 良太

——まずは、子供時代のお話から。

小さな頃から、よく絵を描いていました。学級新聞に、先生をモデルにした4コマ漫画を描いたり。皆を楽しませることは好きでしたね。もちろんマンガを読むのも好きだったし、テレビっ子で、ドラマもバラエティーもアニメもたくさん見ていました。

中学生のとき藤子不二雄^④先生の『まんが道』を読んで、こんな青春を送りたい、とマンガ家を目指すように。『まんが道』の世界では手塚治虫先生が「神様」で、しかも手塚先生が亡くなって関連本が多く出た頃でもあった。その中のある本に「マンガ家になりたいなら、いい映画、いい小説、いい音楽に触れなさい」と書いてあって、レンタルビデオ屋で映画を借りては見るようになりました。マンガばかり読んでちゃダメだ！と(笑)。

ところが黒澤明監督の『七人の侍』が、当時はまだビデオになっていなかったの、図書館にあった脚本を見つけました。もう、脚本を読むだけでめちゃくちゃ

面白くて。そこから向田邦子さん、倉本聰さん、山田太一さん、市川森一さんといった脚本家のシナリオ集を読むようになり、ストーリー作りを学びつつ雑誌にマンガを投稿していたのが高校の頃です。一方で「脚本家」という仕事の存在に気づき、それもいいなと思い始めていました。大学の頃には、1年間の脚本家スクールに通いました。

——大学のご卒業後は？

スクールで書いた脚本は結構ほめてもらって自信にはなりましたが、一つの物語を書き切ると大変さも分かりました。とてもこんな仕事はできないと思いながらも、アルバイトしつつ書いては応募して、の二十代でした。28歳のとき、とにかく持っているアイデアを吐き出してからちゃんと就職しようと、テレビ朝日のコンクールに応募。幸いにも大賞を頂きました。

最初の仕事はドラマ『動物のお医者さん』でしたが、書き方も分からず、あまりにもつらくて、いったんは降りました。が、プロデューサーが何度も連絡をくれて呼び戻してくれたんです。このときの演出家の一人が、いまや「オスカー監督」となった山崎貴さん。次に彼が声をかけてくれて、映画『ALWAYS 三丁目の夕日』

Profile

古沢良太(こさわ・りょうた)／脚本家。2002年、第2回テレビ朝日21世紀新人シナリオ大賞を受賞してデビュー。主な作品に『ALWAYS 三丁目の夕日』、『相棒』、『探偵はBARにいる』、『少年H』、『コンフィデンスマンJP』、『映画ドラえもん のび太と空の理想郷』、『エンジェルフライト 国際霊柩送還士』など。2023年には大河ドラマ『どうする家康』の脚本を担当。



に共同脚本の形で参加、書いたものをやりとりしながら、山崎さんの仕事に対する姿勢を間近に見ることができました。

——その後は『リーガルハイ』、『コンフィデンスマンJP』など、従来のドラマの定型を打ち破る

ような話題作を次々と手がけられます。そして昨年は、大河ドラマ『どうする家康』の脚本を。まず、タイトルの「どうする」という言葉が気になりました。

徳川家康といえば「忍耐の人」というイメージがありますが、実際の家康その人は、とにかく日々を生き延びることで精一杯だったはず。結果の分かっている歴史を俯瞰で描くのではなく、当時を生きた人の視線で描くことで、戦国時代が全く違う景色として見えるのではと考えました。この最初のアイデアをプロデューサーに話しながら、僕は、「どうする、家康」「家康、どうするんだ」と繰り返し問いかけていたところからプロデューサーがタイトルを決めました。

重要な事件も、実はこういう経緯だったのでは、裏にこんなドラマがあったのでは、と考え直せるのが歴史の面白さです。これを大河ドラマでやりたかった。挑戦的なことをしたつもりではあります。

——小さな頃、よくテレビをご覧になっていた。大河ドラマはいかがでしたか。

中学生の頃に見た、『独眼竜政宗』が大好きでした。華やかで、子供にも見やすく。今回は、「独眼竜」に夢中だった当時の自分に向けて書いたところもあります。『どうする家康』は、小学生も多く見てくれていたようで、嬉しいことでした。

——こうした革新的なアイデアは、どのように生まれるのでしょうか。

湧いてくるものではなくて、やはり一生懸命に考えます。自分が何かに感動したとき、それを分析することはよくやります。何が面白いと思ったのか。物語の設定を転換してはどうか。どんな転換の仕方があるか。何時間も散歩しながら、考えることもありますね。

「こんな人物を作りたい」、から出発することも



シナリオ創作のスケッチメモ

あります。いちいち言うことが^{しよく}障る、屁理屈全開の主人公を作りたくて、『リーガルハイ』ができました。彼と周囲を取り巻く人のセリフの応酬で楽しませたかった。

——お仕事を続ける中で、大切にされていることはありますか。

自分が情熱を注げる部分を見出しながら、やっていくことです。ドラマの仕事は関わる人も多く、ただの作業になってしまうと本当につらいので。あまり結果を求めすぎずに自分の情熱を大事にすることは、大切にしている部分かもしれません。

——本誌を読まれている全国の先生方に、メッセージをいただけますでしょうか。

些細な一言で人生観が変わったり、「絶対許さない」と思ったりもするような年頃の子供と接するのは、本当に大変なお仕事だと思います。でも嫌われたり憎まれたりすることも、大人の大事な役割かもしれませんよね。「あいつを見返してやる」の気持ちが原動力になることもあります。実は僕もそうでしたので。嫌われても、気にせずにやっていただけましたら(笑)。

——創作を目指すお子さんも、いると思います。

そうですね……。脚本家としての喜びや嬉しい瞬間について、よく聞かれます。「作品ができあがった」「ヒットした」「賞をもらった」などもありますが、しかし僕にとってはどれでもなくて、書くことを^{なりわい}生業にさせてもらっていること、日々考えて日々書いているこの時間こそがいちばんの喜びです。

自分がやりたいこと、得意なことに気づいて、急に空がドーンと高くなるような感覚が、僕にはありました。いわゆる「クリエイター」でなくとも、自分のやりたいことや得意なことで日々を送れる子が、一人でも増えてくれたらいいなと思います。

あとは、僕も子供の頃から空想癖がありましたので。見た目はボーッとしているようでも、頭の中には嵐が渦巻いて、感情や感性の濁流が処理しきれないような状態……。そんな子供も、温かく見守ってあげてほしいですね。

親しもう！ 教育と著作権

学校生活に関わる著作権について
弁護士の唐津先生に分かりやすく
解説していただきます。



解説

弁護士・
ニューヨーク州弁護士
唐津 真美

第3回 誰が著作権を持っているのか

著作権の持ち主を知ることの重要性

第2回では、著作権はどのような権利なのかを説明しました。例えば著作権の一つである「複製権」は、著作権者が他人に対して「自分の著作物を無断で複製するな」といえる権利なので、原則として、著作物を複製するためには著作権者から許諾を得る必要があります。許諾を得るためには、誰が著作権者なのかを知る必要があります。そこで今回は、誰が著作権を持っているのか、というテーマでお話します。

著作権を最初に持つのは著作者

●最初に著作権を持つ人

著作権は、何かを創作した瞬間に自動的に発生します。物語を書いたり、絵を描いたり、音楽を作ったりしたとき、その作品がオリジナルであれば、すぐに著作権が生じます。知的財産権と呼ばれる権利の多くは、特許権や実用新案権、商標権のように、保護を受けるためには特許庁への登録が必要なのですが、著作権は、登録などをしなくても自動的に保護される権利です。

著作権を持つのは、その著作物を創作した人、つまり著作者です。二人以上の人共同して一つの著作物を創作した場合には、創作者全員でその作品の著作権を共有することになります(第2条1項12号)。なお、歌付きの音楽の場合、楽曲と歌詞はそれぞれ別個の著作物なので、共同著作物ではなく、作曲家が著作者となる楽曲と、作詞家が著作者となる歌詞が結合した著作物、と理解してください。

●著作権の譲渡・相続

前回は説明したように、著作権(広義)は、経済的な著作権(本稿では著作財産権と呼びます)と著作者人格権の二つに大別されます。これらの権利は、それぞれ異なる性質を持ち、譲渡や相続に関しても扱いが異なります。

著作財産権は、著作物を利用して得られる経済的利益に関連する権利で、複製権、上演権、公衆送信権などが含まれます(詳細は第2回参照)。

著作財産権は、不動産や預金のようないわゆる「財産」と同様に、第三者に譲渡することができます。また、著作権者が亡くなった場合、相続財産の一部となり、相続人に引き継がれます。

特許権や商標権であれば、特許庁のデータベースを見れば誰が権利者か確認することができます。しかし、多くの著作権は登録されていないので、第三者から見ると、現在誰が著作権を持っているのか分からないことも少なくないのです(著作権の登録制度もありますが本稿では割愛します)。

●著作者人格権について

著作者人格権とは、著作物の著作者が持つ、その著作物に関する人格的な利益を守るための権利です。具体的には、以下の三つの権利が含まれます。

- ①公表権：著作者が自分の著作物を公表するかどうか、いつ、どのように公表するかを決定する権利
- ②氏名表示権：著作物に著作者の名前を表示するかどうか、またどのように表示するかを決定する権利
- ③同一性保持権：著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

譲渡も相続もできる著作財産権と異なり、著作者人格権は、一身専属権であり、他人に譲渡したり、相続させたりすることはできません。ただし、著作者が亡くなった後も、著作者が存命であれば著作者人格権侵害となる行為を行ってはならないとされており(第60条)、著作者の遺族が著作者人格権の侵害に対して差止請求や名誉回復等の措置を請求することもできます。このように、著作者の死後もその人格的利益が守られているので、特に他人の作品に改変を加える場合には、著作者が存命中かどうかにかかわらず、著作財産権のほかに著作者人格権にも留意する必要があります。

著作権の持ち主についての例外

●職務著作

最初は創作者が著作権を持つ、という原則には、いくつか例外があります。代表例が職務著作です(第15条

1項)。職務著作とは、従業員がその職務上で作成した著作物に関して、一定の条件を満たす場合に、法人やその他の使用者が著作権を有するとされる制度です。具体的には、以下の四つの要件を満たす必要があります。

- ①法人等の発意にもとづくこと(法人が企画を立て、従業員に業務命令を出したり、企画立案させたりしている場合)
- ②法人等の業務に従事する者が職務上作成するものであること
- ③法人等の名義の下に公表するものであること
- ④作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと

職務著作の制度は、従業員が作成した著作物を法人がスムーズに利用できるようにするために設けられています。学校法人に勤務する教員が授業のために作成した教材は、職務著作に該当する場合があります。その場合、学校は、作成者の教員が学校を辞めた後でも、教材を著作権者として利用することができます。一方、教員が他校に移籍して、以前自分が作成した教材をそのまま使いたい場合は、本来は、著作権を持っている元の学校の許可を得ることが必要、ということになります。

なお、生徒が学校の課題として創作した作品は職務著作にはあたりません。生徒は従業員ではないからです。生徒の作品の著作権は生徒自身が持っていることに留意が必要です。

●映画の著作物

映画の著作物の著作権についても、特別な規定があります。映画の著作物とは、著作権の保護対象となる作品のうち、劇場映画作品やその他、動的な映像表現を伴う作品のことです。劇場用の映画に限らず、テレビドラマ、アニメ、CM用のフィルムなども含まれます。ネットに投稿されている動画にも、映画の著作物にあたるものが多く含まれています。

映画の著作権者は、映画の著作物を創作する者で、全体的形成に創作的に寄与した者です。典型的には、映画監督は映画の著作権者ですが、ほかにも著作権になる人はいます。映画製作には多くの人が関わるので、複雑な権利処理を避け、映画の流通を円滑にするために、映画の著作権は映画製作者に帰属すると規定されています(第29条1項)。映画製作者とは、映画の著作物

の製作に発意と責任を有する者で、映画会社やプロダクションがこれにあたりますが、複数の会社が資金を出し合って「製作委員会」として映画を作ることもあります。この場合、著作権は製作委員会のメンバーで共有されます。

第三者に制作委託した著作物

学校が、パンフレットやウェブサイトの制作を外部業者に委託することもあると思います。このような場合、著作権の帰属に注意する必要があります。

学校紹介動画の制作を制作会社に委託して、制作会社に所定の対価を支払い、完成した動画データの引渡しを受けても、著作権まで取得したとは限りません。動画の制作委託契約の中で、動画の著作権が学校に譲渡されると明記されていれば安心ですが、契約に権利関係が明記されていない場合や、著作権が制作会社に留保されている場合も少なくありません。契約書上、明確でない場合、安易に学校が著作権を持っていると思わない方が良いでしょう。学校が動画を安心して自由に使えるようにするためには、制作委託契約の中で著作権が学校に帰属すると明確にしておくことをお勧めします。なお、翻案権(第27条)と二次的著作物の利用に関する原作者の権利(第28条)については特に記載しておく必要があります。

学校紹介動画の著作権が制作会社に留保されている場合、学校は、一定の範囲で動画を利用できる権利を許諾されているはずですが、学校の公式サイトにアップすることは認められていても、DVDにして配布することは認められていないかもしれません。不安がある場合には、制作委託契約を確認することが必要です。

ここまで、著作物を利用するために著作権者の許諾が必要、という前提の話をしてきましたが、著作権法は「許諾を得なくても著作物を使える場合」についても多くの規定を設けています。次回から、「著作物を使える場合」の話に入る予定です。

Profile

弁護士・ニューヨーク州弁護士 (高樹町法律事務所)
唐津 真美(からつ・まみ)

アート、メディア、エンターテインメント業界及びIT業界を主な顧客とし、企業法務全般を取り扱う。特に、著作権・商標等の知的財産権に関する相談、国内・国際契約の作成や交渉、トラブル案件の紛争処理を中心的な業務としている。
執筆、取材対応、企業や学校・教育委員会における講演も多く、小中高の子どもたちを対象にした法教育の活動も続けている。



著作権授業
への

チャレンジ!

学校の授業でどのように著作権を指導すればよいのか分からない、難しいという現場の先生に向けて指導事例を紹介します。

小学校道徳科における指導事例

元埼玉県北本市立南小学校 校長
針谷 紀子



文化庁「はじめて学ぶ著作権」

小学校の授業で著作権について扱いたい、どのように指導すればよいのか分からない、難しいという現場の先生方に向けて、文化庁のサイトに掲載されている教材を使った学習指導事例を紹介する。このサイトには漫画家やなせたかし氏のイラストがふんだんにあり、紙芝居もついていて見た目が楽しく、活用しやすい。壺、式、参の三つの教材があるが、その中から参「作品の価値」について、道徳科の授業での指導事例を

紹介したいと思う。

☆対象学年：小学校3～6年

☆教材：文化庁サイト「はじめて学ぶ著作権」

https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/hakase/hajimete_1/index.html

壺「表現のちがひ」 } 学活、総合的な学習の
式「作者の気持ち」 } 時間で活用できる
参「作品の価値」……道徳科で活用できる



小学校道徳科指導事例：教材「作品の価値」

主題名 そんなきまりがあったとは

ねらい きまりやルールの意義を理解し、進んで

内容項目 C 規則の尊重

守ろうとする心情を育てる。

1 ねらいについて

法やきまり、ルールは個人や集団が安全かつ安心して生活できるためにあることを理解し、進んで守り行

動することが、重要であることに気づかせたい。

2 教材について

ちよちゃんからもらった絵をまねて「こどもおえかき展」に応募したところ、銀賞に選ばれたウツカリちゃん。ウツカリちゃんの絵はちよちゃんがこの前、みんなに描いてくれた絵と同じで、「ウツカリ」というサインまで入っていた。ちよちゃんはその作品を見て「ひどいわ!」と言って泣いてしまう。

の不利益(=著作権の侵害)につながることに気づかせる。たとえ、悪気はなくても許されない。これは、まねされる立場に立てば容易に理解できることである。

ほかの人の作品をまねて自分の作品として作品展に応募するのはいけないことであり、それは本来の作者

高学年であれば「著作権」という言葉を知っている児童も多いと推測されるし、中学年であってもあえて「著作権」という言葉を導入で問いかけることで、「著作権」について関心を高めたい。

3 学習指導過程の例

★評価(学習活動の把握)

○学習活動	○指導上の留意点
1 身の回りのきまりの中の「著作権」について知る。 ①「著作権」という言葉を知っていますか。	○「著作権」について説明する。 「著作権」とは、文章や絵などを作った人が持つ権利(資格)。自分の作品がほかの人に勝手にまねされないようにするためにある。
2 「作品の価値」を読んで話し合う。 ①上手に絵を描くちよちゃんを見て、ウツカリちゃんはどんな気持ちでしょう。 ○ちよちゃんは絵を描くのが上手ですごいな。 ○私も絵が上手に描けるようになりたい。	○絵が上手に描けるようになりたいというウツカリちゃんのお気持ちに気づかせたい。

<p>②「今日は、みんなにお知らせがあるの。」と話しているとき、ウツカリちゃんはどんな気持ちでしょうか。</p> <p>○みんな喜んでくれるかな。</p> <p>○私の絵を褒めてもらいたい。</p> <p>③ちよちゃんはどのように泣いたのでしょうか。</p> <p>○自分の絵をまねされ、「ウツカリ」とサインまで入っていた。私の絵なのに、ひどいと思ったから。</p> <p>④ちよちゃんが泣いたのを見てウツカリちゃんは思ったのでしょうか。</p> <p>○そんなに傷つくとは思わなかった。</p> <p>○まねして「こどもおえかき展」に応募してしまった。</p> <p>③ 今までの自分を振り返る。</p> <p>①自分がウツカリちゃんの友達だったらどう言いますか、書きましょう。</p> <p>○ほかの人の絵をまねして自分の作品にしてしまっはいけないよ。まねされた人が傷つくよ。</p>	<p>○ウツカリちゃんは悪気なく「みんなに喜んでもらいたい」「褒められたい」という気持ちが先行してしまっていることに気づかせる。</p> <p>○サイトのワークシートを使い、自分事として考えさせる。</p> <p>発問③…ワークシート③Aの①</p> <p>★ちよちゃんの気持ちを自分事として捉えている学習状況を把握する。</p> <p>○発問④…ワークシート③Aの②</p> <p>○悪気はなくてもほかの人の絵をまねて自分の絵とすることはいけないこと(著作権侵害)であることを押さえる。</p> <p>○発問③の①…ワークシート③Aの③</p> <p>★ウツカリちゃんの行為は、ちよちゃんを傷つけていること(著作権侵害)を理解している学習状況を把握する。</p>
<p>④ きまりについて、教師の話聞く。</p>	<p>○きまりやルールの意義やよさに触れ、守っていくことが良好な社会生活の礎になるという話をする。</p>

4 板書計画


自分がウツカリちゃんの友だちだったらどういいますか。

・ほかの人の作ひんをまねして自分のものにしてはいけないよ。

・まねされた人のことも考えてあげて。


作ひんのかち

ちよちゃん
文しようや絵などを作った人がもつけんり(しかく)。
ほかの人にかつ手にまねされないようにするためにある。



エー!?

エーン、ひどいわ!




今日は、みんなにお知らせがあるの。

・みんなよろこんでくれるかな。

・わたしの絵をほめてもらいたい。

・すごいしょ。ちよちゃんとそっくりの絵をかいたのよ。



上手に絵をかくちよちゃんを見て、ウツカリちゃんは

・絵がうまくてすごいな。

・わたしも絵が上手にかけようになりたい。

・ちよちゃんみたいにかくにはどうしたらいいのかな。

ちよちゃん

・自分の絵とそっくりだし、サインまである。


ちよちゃんはどうしてないたのでしょうか。

ウツカリちゃん

・そんなにきずつけると思っていなかった。

・まねして作ひんてんに出してしまった。

ちよちゃんがないたのを見てウツカリちゃんは思ったのでしょうか。



ちよちゃん

さくちゃん

ウツカリちゃん

けんちゃん

まとめ

「著作権」というと難しいものとの印象はぬぐえないが、文化庁のサイトを効果的に使うことで児童にとって、少しでも分かりやすく楽しい授業が構築でき

るのではないだろうか。

大切なのは先生方自らが著作権者の権利を尊重し、著作者への敬意を忘れないことである。

(イラスト：文化庁 はじめて学ぶ著作権 参「作品の価値」 写真：PIXTA)

7

学校教育や子どもを取り巻く状況と著作権との関わりについて、毎回テーマを変えて解説します。



由に利用できる場合について定める「権利制限規定」に該当するかを確認する必要があります(具体的な事例については、森田盛行『気になる著作権Q&A：学校図書館の活性化を図る』(増補改訂版・全国学校図書館協議会・2019年)、大和淳「学校教育と著作権」<<https://www.cric.or.jp/qa/cs01/index.html>>等参照)。

資料の複製等についての留意点— 第31条と第35条

筑波大学図書館情報メディア系准教授 村井 麻衣子

学校図書館とは

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり(学校図書館法第1条)、すべての小・中・高等学校に設置が義務づけられています(同法第3条)。図書館資料を提供することで、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的としています(同法第2条)。

学校図書館における著作物の利用と権利制限規定

学校図書館が備える資料の多くは、著作権法の保護を受ける「著作物」と考えられるため、著作権の存続期間内(原則として著作者の死後70年)の図書館資料を利用するにあたっては、著作権に配慮する必要があります。

学校図書館が利用される場面にはさまざまなものがありますが、著作権は、「複製」(コピー機による複写や、デジタルのコピーなど)や「公衆送信」(インターネット上の送信など)といった広範な行為に及ぶため、そのような著作権が及ぶ行為を行う場合には、著作物を自

図書館における著作物利用を認める権利制限規定として、著作権法第31条があります。第31条は、図書館の複写サービスなどを可能とする規定であり、令和3年著作権法改正によって「公衆送信サービス」(インターネットを通じた複写サービス)などもできるようになりました。

しかし、学校図書館は、この規定の適用対象である「図書館等」に含まれていません(第31条1項柱書、著作権法施行令第1条の3)。そのため、他の公共図書館や大学の図書館のように第31条に基づく複写サービスを行うことができず、公衆送信サービスを行うこともできないことになります。

もっとも、第31条の適用が認められないからといって、学校図書館の資料の複製等が認められないわけではありません。著作権法第35条は、授業の過程における著作物の利用を認めています。従来は、例えば教室での印刷した資料の配付など、主に複製(コピー)を可能とする規定になっていましたが、平成30年改正により、補償金を支払うことで、インターネット上の利用も広く認められるようになりました。

第35条は、教員(教育を担任する者)と児童・生徒(授業を受ける者)のいずれの著作物利用も認めており、この規定に基づき、学校図書館の資料の複製等を行う

表1 学校図書館における著作物利用と関連する権利制限規定の一例

	関連する規定	利用できる態様など
本、CD等の貸出	第38条4項：非営利貸与	営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金を受けない貸与(映画の著作物を除く)
本の表紙などの利用 (例：図書館便り等への掲載)	第32条：引用	公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内であること
	第47条の2：美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等	貸出のための紹介用の表紙の画像等の掲載(複製、公衆送信)(アナログの場合は50cm以下、デジタルの場合は画素数に制限あり)
本の複写など	第35条：学校その他の教育機関における複製等	授業に必要と認められる範囲での、複製や公衆送信等(公衆送信については遠隔合同授業等を除き補償金の支払いが必要) →表2参照

ことができます。ただし、授業に必要と認められる限度であることや、著作権者の利益を不当に害しないことといった条件が定められていますので、その範囲内で行うことが必要です。

著作権法では抽象的な要件が定められているので、実際に著作物を利用するときには、利用してよいか判断に迷うこともあるかもしれません。そのような場合は、ガイドラインとして、SARTRASのウェブサイト等<<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>>を参照してください。関係者の協議に基づいた第35条の具体的な解釈の指針が示されています。

著作権教育と学校図書館

多くの著作物に触れ、また、司書教諭や学校司書などの専門家と接することができる学校図書館という場は、児童・生徒にとって著作権について学ぶ機会にもなるでしょう。インターネットが普及し、著作権が身近なものとなった現代では、教員だけではなく児童・生徒も著作権制度について知っておくことは不可欠です。ただし、著作権法は時代によって変化するものですから、著作権教育においては、現在の著作権法を墨守するように指導するというよりは、著作権制度の意義を理解し、著作物の適切な利用のあり方について児童・生徒が自ら考えることができるように導くことが大切であると思われまます(田村善之「法教育と著作権法 政策形成過程のバイアス矯正としての放任との相剋」ジュリスト1404号(2010年)35頁以下等参照)。

学校図書館の今後の展望

現在、学校図書館は第31条の対象となる「図書館等」

に含まれていませんが、令和3年著作権法改正の審議の際には、学校図書館も含めるべきとの意見が大勢を占めていました。学校図書館の関係団体間での意見が分かれていたため、今回の改正には盛り込まれませんでした。今後、関係団体間で行われている協議が進捗し、必要な対応がなされることが期待されています(文化審議会著作権分科会『図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書(令和3年2月)』<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201_03.pdf>、南亮一「学校図書館と著作権法第31条－これまでの経緯と現在の動向－」図書館雑誌115巻1号(2021年)28頁以下等参照)。

学校図書館が第31条の図書館等に含まれるようになれば、授業の枠を越えた児童・生徒の活動や、教職員による調査研究など、これまでよりも広い範囲での図書館資料の活用が可能となります。アクティブ・ラーニングなど従来の授業の枠にとらわれない主体的な学習が重視され、オンライン授業やICT活用教育が広がりを見せるなか、学校図書館が第31条の図書館等に追加される必要性は高まっているといえるでしょう。著作権に配慮しながらも利用者のさまざまなニーズに応えることで、学校図書館に期待される役割が十分に果たされていくことが望まれます(日本図書館協会「著作権法第31条第1項の図書館等に学校図書館を含めることについて 学校図書館において想定される具体的な活動内容」<<https://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=5512>>、学校図書館問題研究会「著作権法第31条における『図書館等』に学校図書館を加える要望書を提出」<http://gakutoken.net/jo8ok83vu-870/#_870>等参照)。

表2 著作権法第31条と第35条の違い

	主体	利用目的	可能となる主な行為	利用可能な範囲	補償金
第31条：図書館等における複製等	図書館等(※小・中・高の学校図書館は含まず)	利用者の調査研究目的	複製(コピー等)	原則として著作物の一部分(政令で定める場合は全部)	不要
			公衆送信(インターネット上の送信等)		必要：利用毎
第35条：学校その他の教育機関における複製等	学校その他の教育機関において教育を担任する者、授業を受ける者(補助者等も可)	授業の過程における利用	複製(コピー等)	授業に必要と認められる限度(著作権者の利益を不当に害しないこと)	不要
			公衆送信(インターネット上の送信等)		必要：包括、もしくは利用毎(遠隔合同授業等は不要)

(イラスト：鈴木 智子)

? 著作権お悩み相談室

このコーナーでは、SARTRASにお寄せいただいた質問から、お問い合わせが多いものや重要と思われるものを取り上げて、SARTRAS 著作権アドバイザーが解説をします。



Q

インターネット上の著作物の利用

授業の中でYouTubeやNHK for Schoolなどインターネット上の著作物を利用したいのですが、この補償金制度の範囲内として可能でしょうか。外国のサイトのものも利用できるでしょうか。

A

まず最初におりますが、インターネット上の著作物にはダウンロードや再配信等ができないように技術的な制限がかけられているものがあります。その場合は、その制限を解除することなくその制限の範囲内で利用してください。また、特に音楽配信や映像などは、利用規約を承諾して利用することになっている場合があります。その場合は、その利用規約の範囲内で利用してください。

そのような制限や規約が特にない場合は、ほかの著作物と同様、授業に必要な限度である等、運用指針^{*}に沿った範囲での利用が可能です。

また、外国のサイトですが、著作権法上、公表された著作物であれば国内外の区別はありませんので、外国のサイトの著作物についても、あるいは国内のサイトに掲載された外国の著作物も、同様に利用で

きます。

ただ、国内外にかかわらず、中には権利者の許諾なく無断でアップロードされた著作物もあり得ます。そのようなものは利用を控えてください。

ところで、インターネット上の著作物の利用では、先生が児童・生徒にURLを示して児童・生徒が各自のタブレット端末等でアクセスする場合もあるかと思えます(図1)。あるいは、教室の対面の授業で投影したり再生したりするだけの場合もあるでしょう(図2)。このような場合は、先生や児童・生徒による公衆送信は行われていませんので、権利者の許諾、補償金の支払いはともに不要です。SARTRASから利用報告の依頼があった場合でも、利用報告の必要はありません。

図1

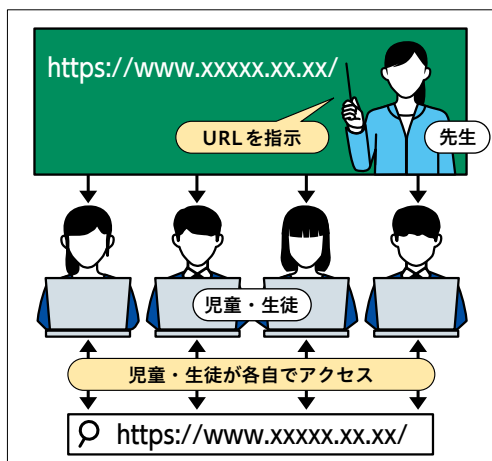
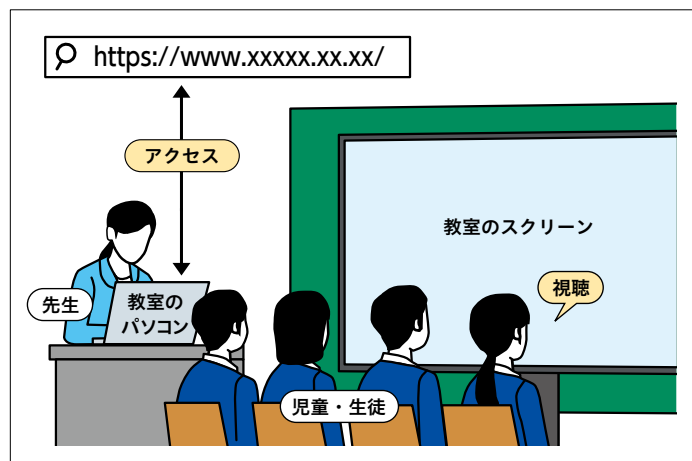


図2



どちらも、先生や児童・生徒による公衆送信(ネット配信等)は行われていない

※運用指針はこちらから
<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>





『AIと著作権に関する考え方について』の公表

2024年3月、文化庁の文化審議会著作権分科会は、生成AIと著作権をめぐる法解釈論上の論点について、『AIと著作権に関する考え方について』と題するガイドラインを公表しました。ガイドラインでは、論点を(1)学習・開発段階、(2)生成・利用段階、(3)生成物の著作物性に分け、有識者による議論に基づく考え方をまとめています。ここでは、ガイドラインに基づいて、学校教育の場面における「教材作り」で特に問題となる(2)の段階を中心に問題点と解決策を説明します。

生成・利用段階での問題点と解決策

生成AIを利用して教材(生成物)を生成し利用する場合でも、著作権侵害の可能性に留意する必要があります。以下の点について注意が必要です。

生成AIによって生成された教材が、既存の著作物と類似性があり(似ていなければ問題になりません)、かつ、既存の著作物に依拠して作られたと判断される場合、著作権侵害となり得ます。例えば、有名なアニメキャラと類似する絵を生成AIに出力させて授業教材に利用したり、著作権のある英語長文の日本語翻訳文を生成AIで作成したりする場合などは、類似性も依拠性も肯定される可能性が高いでしょう。

一方で、単に「おばあさんの絵を出力して」と指示を与え、おばあさんの画像を生成させて利用したり、単

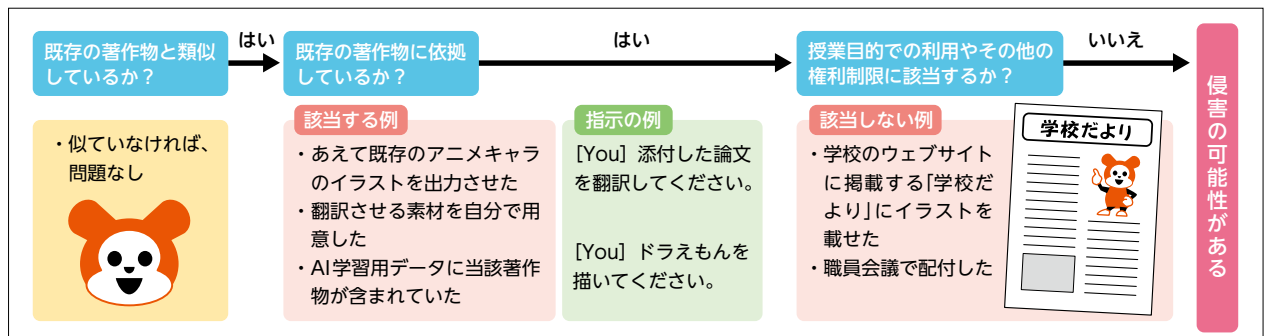
純な指示に基づいて学習年齢に合わせた適当な英語長文を作成させたりする場合において、偶然に既存の著作物と類似していたにすぎなければ、依拠性がないと判断される可能性が高いといえます。

ただし、AI利用者が既存の著作物を認識していなくても、(1)学習・開発段階のAI学習用データに当該著作物が含まれる場合、依拠性があったと推認される可能性があります。この点については、生成AIの開発者が著作権侵害となるような生成物が作られないよう技術的な対策を取っている場合、利用者の責任が問われる可能性は低くなります。

なお、授業目的での利用に関しては、著作権法第35条が適用される範囲で著作権が制限され、適法に利用できる場合があります。例えば、授業で利用する英語長文を生成AIで翻訳し、正確性を確認したうえで生徒に配布したり、LMS(学習管理システム)にアップして提供することは許容されます。他方で、こうした生成物を授業以外で公開・配布する場合(例えば、生成物が掲載された「学校だより」などをHPで公開する場合)、第35条は適用されず、著作権侵害のリスクが高まります。万一、生成物が著作権を侵害していた場合、差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があり、故意の場合は刑事責任を問われることもあります。

したがって、学校の先生が生成AIを利用する際は、信頼できる生成AIを選び、授業以外で利用する場合は、生成物が既存の著作物に類似していないか慎重に確認し、疑わしい場合は利用を控えるべきです。子どもたちにも生成AIによる創作に際してのこうしたリスクについて理解を促し、他者の著作物を尊重する意識を育むことが大切です。生成AIは教育の充実や創作の幅を広げる一方で、適切に利用しなければトラブルを招くこともあるのです。

図 教材作りにおける生成・利用段階の主な注意点



(写真: ゲットイメーجز)

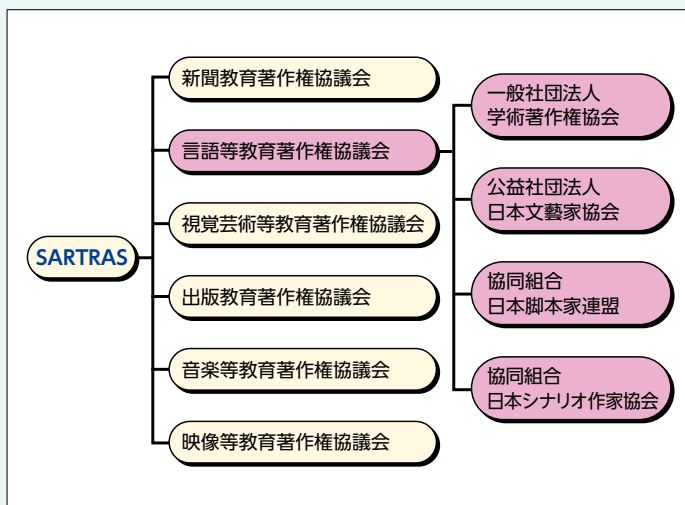
SARTRAS 会員 6協議会の紹介(2) 言語等教育著作権協議会



SARTRAS 会員6協議会について
6回にわたってご紹介します。

今号では、学術論文、文藝作品、映画・テレビ・舞台等の脚本及びシナリオの著作権者団体である言語等教育著作権協議会を紹介します。

言語により表現された著作物は授業や特別活動等での利用も多いと思われるので、4団体の成り立ちや活動内容などについてご理解いただけますと幸いです。



一般社団法人学術著作権協会 石島 寿道 (事務局長)

○学術著作権協会とは

学術著作権協会は日本の各分野を代表する、日本工学会、日本歯科医学会、日本農学会、日本薬学会、日本医学会の5学会の協力のもと設立された文化庁登録の著作権等管理事業者です。国内の約900の学協会・大学・研究機関に加え、双務協定を結ぶ海外34の国・地域の著作権等管理団体から委託を受けた権利を集中的に管理し、国内外の利用者から徴収した使用料を権利者へ分配しています。



○学術雑誌と著作権

学術論文は、早くからオンラインジャーナルとしてデジタルコンテンツ化が進んできた背景があります。主に大学等の高等教育機関では、教育研究現場で活用される場面も多く、教員や学生の皆さまにもなじみの深い著作物なのではないかと思われます。

学術論文というと、国内の学術雑誌だけではなく、海外出版社が発行する学術雑誌も多く利用されます。当協会では、海外の複製権等管理団体との間で双務協定

を結ぶことで、日本国内だけではなく海外の学術雑誌や専門書が利用できる環境を構築してきました(2024年3月末現在で34の国・地域と協定を締結済)。

○著作物の利用方法の多様化に対応する さまざまなライセンス

当協会のライセンスを利用しているのは、多くは民間企業であり、印刷による紙への複写に必要なライセンスにはじまり、企業内でのデジタルコンテンツの共有や、資料作成にあたりコンテンツの一部を切り貼りして使うような転載利用といった利用方法の変化に対応したライセンスを開発し提供してきました。



今後は人工知能や機械学習に対応したライセンスなどの開発も視野に入れており、日々変化する著作物の利用方法に迅速に対応し、利用者にとっては適法に著作物を利用できる環境の整備を、そして権利者にとっては正当な対価の還元を受ける機会の確保につながるよう事業を推進しています。

○教育・研究現場とのかかわり

当協会では、高等教育機関や学協会よりご依頼いた

だき、著作権に関するセミナー・研修・講演を実施しています。

また、最近ではYouTubeチャンネルを開設し、著作権に関係した内容のショートコンテンツを配信しはじめました。

詳しくは、当協会の以下のページからアクセスできますので、ぜひご覧ください。

<https://www.jaacc.org/spread-enlightenment-activity/>

公益社団法人日本文藝家協会 平井 彰司 (事務局長)

○概要

1926年、当時の〈劇作家協会〉と〈小説家協会〉が合併し、文藝家協会は誕生しました。「会員の親睦共済を計り、あわせてその福利増進を目的に」小説家、劇作家、評論家、随筆家、翻訳家、詩人、歌人、俳人など、広く文芸を職業とする人々の職能団体であり、初代会長には小説家の菊池寛が就任しました。戦時体制下に解散を経験しましたが、終戦後間もなく再建、1946年、新たに社団法人日本文藝家協会としてスタートしました。



菊池 寛

2011年には公益社団法人へ移行し、現在は小説家の林真理子理事長のもと、正会員と準会員(文芸家の遺族)合わせて2400名以上によって構成されています。結成当時の理念は今も引き継がれ、定款には次のように謳われています。

「この法人は、文芸家の集団として、日本のみならず人類全体の財産ともなる文化的所産を生み出し継承する責務を持つ。ゆえにこの法人は、日本の文芸家の権利と職能を確立擁護し、文芸的著作物の公正で広範な利用に努め、文化及び芸術の振興に寄与するとともに、教育、福祉等への尽力を通して公益に資することを目的とする。」

○主な事業

■広報事業

文芸文化をめぐる各種イベントの開催、コンテンツの配信等を行っています。

■編纂事業

・文藝年鑑……文芸各界の1年間の話題と動向を各領域の専門家が集約・概観し、内外文学賞や雑誌掲載作品目録、作家・著作権者・文化団体などの便覧を収録しています。



・年次アンソロジー……『文学』『短編小説』『時代小説』『エッセイ』。各ジャンルの毎年の成果をまとめています。

■文学碑公苑事業

富士山麓の富士霊園内で「文学者之墓」の管理運営を行っています。一般にも公開されている2000坪の斜面に建てられた9基の墓碑には、現在までに800人を超える文学者の名が刻まれています。

○著作権管理

2003年からは著作権等管理事業者として、言語の著作物を対象に約3800名の方々から委託を受けて、著作権管理業務を行っています。

初等中等教育段階における、主に国語科目での許諾が必要な利用については、当協会が全体の3分の1程度をカバーしていると言われていています。公教育における第35条を超えた利用、あるいは副読本や学習参考書などの出版物、塾・予備校のテキスト、過去問題集や模擬試験、eラーニングなどの利用に対して、昨年度の実績で延べ7万5000件の申請を処理しており、多くの皆さんから御好評をいただいています。ほかにもアンソロジーへの収録や部分転載、朗読会などのイベント、放送番組やネットでの利用と、さまざまなニーズに対応しています。

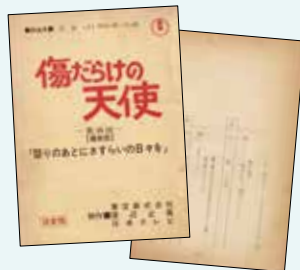
協同組合日本脚本家連盟 金谷 祐子 (常務理事・脚本家)

○日本脚本家連盟とは

日本脚本家連盟は、1966年3月1日、主に放送番組の脚本を執筆する作家たちが中心となって設立した協同組合で、1974年には『著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律』により、わが国最初の脚本に関する著作権仲介業務団体として文化庁長官の許可を受けました。

以来、テレビでおなじみのNHK大河ドラマや民放ドラマはもとより、世界中にファンのいるアニメ、映画、舞台、バラエティ、ドキュメンタリー、字幕・吹替え翻訳、配信ドラマ、そしてNHK for Schoolなどの教育番組に至るまで、信託されている著作物のジャンルは多種多様で、現在の会員数は信託者を含め2400名を超える日本最大の脚本家のための著作権管理団体です。

連盟では、信託された著作物の使用許諾や使用料の徴収・分配を行うのをはじめ、海外の著作権団体と著作権管理に関する相互代理契約



「傷だらけの天使」最終回(1975年3月29日放送)脚本の表紙と一部
脚本：市川森一
画像提供：一般社団法人日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアム

を結び、情報交換や交流を進めるなど、国際基準に立った脚本家の権利擁護活動を行っています。

○脚本は「言語の著作物」であり「原著物」

著作権法において脚本は、小説や論文、講演その他の「言語の著作物」の一つとして例示され、脚本をもとにドラマや映画を作る際には「原著物」として、著作権および著作権者人格権を有しています。

したがって、脚本を出版書籍としてそのまま利用する場合だけでなく、脚本をもとに制作された映像作品を利用する際にも、原著作者である脚本家の許諾を必

要としますが、著作権法第35条に該当する利用については当然ながら不要です。

○そして、「文化遺産」としての脚本

かつて生放送が当たり前だった草創期から1980年頃まで、放送番組の映像や音声は、録画ビデオが高価だった等の理由から放送局にも残っておらず、当時の番組内容や制作過程、放送文化などを知るには、現存する脚本が唯一の資料となっています。

連盟は、こうした放送脚本を収集管理する一般社団法人日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアム(<https://www.nkac.jp>)の活動に協力し、現在のところ、1980年以前の放送脚本を中心に約5万9千冊が国立国会図書館に寄贈されています。興味のある方はぜひ、国立国会図書館のホームページ(<https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/avmaterials/kyakuhon>)を覗いてみてください。

○新たな才能を求めて

来たる2026年3月1日、連盟は創立60周年を迎えます。これまで著作権管理団体として脚本家の権利擁護に努めると同時に、この先も優れた作品を世に送り出すには新たな才能の育成が不可欠と考え、設立当初から現役の脚本家を講師とする脚本家スクール(「日本脚本家連盟スクール」<https://www.writersguild.or.jp/school>)を開いてきました。ここからすでに300名近くのプロが誕生し、なかには教員をしながら書いた作品がコンクールに入選してプロになった人もいます。近年はオンライン授業の導入もあって、より学びやすくなっていますので、みなさまの幅広いご参加をお待ちしています。日本脚本家連盟スクールの授業風景



協同組合日本シナリオ作家協会 関 裕司 (事務局長)

○日本シナリオ作家協会とは

当協会の歴史は1936年に始まります。当時は各映画会社脚本部の親睦交流、相互扶助、技術研鑽等を目的とした任意団体でした。戦後すぐに社団法人シナリオ作家協会を設立し、団体の目的にシナリオ文化・日本

映画文化の向上発展の寄与等も加えられ、機関誌「シナリオ」や書籍の出版、シナリオコンクール、シナリオ講座などを行ってきました。1965年にはシナリオライターの著作権の獲得、擁護の必要性から協同組合日本シナリオ作家協会を設立し、シナリオの著作権管理



事業を行うようになりました。現在では2団体の業務を統合して運営しています。



月刊シナリオ誌



年鑑代表シナリオ集

○教育現場でのシナリオの利用に伴うお願い

教育現場では、シナリオの二次的著作物である、映画やテレビドラマ、教育番組が用いられることはあっても、シナリオそのものが利用される機会はあまりないかと思います。

当協会にシナリオの利用のご連絡があったものとしては、文化祭での上演利用が主なものになります。

もちろん、学校その他の教育機関においては、一定の条件を満たすことで著作物を自由に利用できますので、ご連絡は利用の許諾のためというよりは、自由に利用できる条件の確認のためがほとんどですが、その条件のことでご注意いただきたいことがあります。

まず、文化祭や部活動での上演において、自由に著作物を利用できる一定の条件については、次のとおりです。

①作品を利用する行為が上演、演奏、上映、口述(朗

読など)のいずれかであること

②既に公表された著作物であること

③営利を目的としないこと

④聴衆又は観客から鑑賞のための料金等を取らないこと

⑤演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと

⑥原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

(文化庁著作権課「令和5年度改定版 学校における教育活動と著作権」より)

さらに上記の条件に加えて、無断改変についてもご注意ください。

上演時間の都合によっては、登場人物やセリフ、エピソードを減らしたり、より面白いものにしたいという気持ちから加筆するケースも少なくないと聞きます。

それらの行為はシナリオライターの許諾がない場合、著作者人格権の侵害にあたるおそれがあります。

シナリオライターは、セリフやト書きの一つ一つに意味を込め、登場人物を我が子のように大切に感じています。改変次第では作者の意図したものとまったく別の作品にもなりかねません。

著作物やその著作者に敬意を払うことの大切さを知っていただく意味でも、著作物の正しい利用方法を児童・生徒の皆さんにご指導いただきたく思います。

SARTRAS Information

SARTRASは共通目的事業として下記の事業を実施しています。是非ご活用ください。

●リクエストセミナー「学ぼう！使おう！学校での著作権活用セミナー」のご案内

(委託先：公益社団法人著作権情報センター)

初等中等教育の教育機関の教職員の方、児童・生徒及び教育機関の設置者の職員等の方を対象とし、実施形式及び内容等についてご希望を伺ったうえで実施するセミナーです。詳細は下記をご確認ください。

https://www.cric.or.jp/education/school_seminar.html



●映像資料のご案内

(助成先：公益社団法人著作権情報センター)

著作権情報センターのホームページにて、児童・生徒が著作権を学べる映像資料を公開しています。授業でもご使用いただけるよう、指導案等も制作しています。詳細は下記よりご確認ください。

<https://www.cric.or.jp/education/eizoushiryou.html>



●『さあとらす』専用連絡フォームのご案内

下記に関するご連絡を受け付けております。必要事項をご入力の上、お送りください。

・本誌の内容に関するご感想、ご意見について

ご感想、ご意見の他、著作権や著作権隣接権に関する疑問やご質問がございましたら、お知らせください。今後の誌面づくりの参考とさせていただきます。

・本誌追加送付について

本誌の追加送付をご希望の場合は、ご希望数をお知らせください。無料でお送りいたします。

※なお、数に限りがございますので、ご希望に沿えない場合がございます。

・著作権教育の実践例を募集しています

各教科の授業や特別活動等での実践例をお寄せください。お寄せいただいた実践例は、ご連絡のうえ、本誌でご紹介させていただく場合がございます。

●『さあとらす』PDF版および専用連絡フォーム

<https://sartras.or.jp/chosakukenjohoshi/>





本誌はSARTRAS共通目的事業・自主事業として制作・発行しています。

CONTENTS



古沢良太さんが手がけた脚本の数々

- p.2 Creator's Message 古沢 良太
- p.4 親しもう！ 教育と著作権
第3回 誰が著作権を持っているのか 唐津 真美
- p.6 著作権授業へのチャレンジ！
小学校道徳科における指導案例 針谷 紀子
- p.8 学校図書館と著作権 村井 麻衣子
- p.10 著作権お悩み相談室
- p.11 生成AIと著作権の今 今村 哲也
- p.12 SARTRAS会員6協議会の紹介(2)
言語等教育著作権協議会
- p.15 SARTRAS Information

●YouTubeはGoogle LLCの商標です。

編集後記

「さあとらす」は今号で第3号となります。教員研修で本誌を使用したいという声も多くお寄せいただいております、大変うれしく思います。難解な印象がある著作権法ですが、その第1条に、著作権法の目的は、著作物等の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図ることにより文化の発展に寄与すること、と記されています。本誌で著作権に触れ、親しんでいただくことにより、授業等で著作物を積極的に利用したいと思っていただけるよう、今後も一層力を入れて制作をまいります。(1)

～学ぶ・使う・活かす～
教育現場のための著作権情報誌

さあとらす vol.3

2024年7月1日第1刷発行

発行：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)
URL：https://sartras.or.jp

編集/制作協力：東京書籍株式会社/あすとろ出版株式会社
デザイン：宮田 泰之

Copyright©2024 SARTRAS All rights reserved.
コード番号 92793

本誌の無断複製は著作権法の例外を除き禁じられています。